

入 札 説 明 書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）及び本件委託業務に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

別記中 1 のとおり。

2 入札参加者に必要な資格（要件）

- (1) 別記中 2 (2) に掲げる開札日時までに知事の審査を受け、令和 5 年度から令和 7 年度における製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を取得済、又は取得予定である者。
- (2) 一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員を擁し、建築基準法第 12 条第 2 項に基づく点検のうち、「外壁仕上げ材等」の調査項目に係る「タイル、石貼り等、モルタル等外壁」について全面打診等を行い、劣化及び損傷の状況を確認、報告できる者であること。
なお、上記(1)の者で、一級建築士、二級建築士又はこれらの者を使用する者である場合は、別記中 2 (2) に掲げる開札日時までに建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の建築士事務所登録が完了又は完了予定であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 上記(2)の外、法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあつては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (5) 別記中 5 の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定までの日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、別添契約書（案）、会計規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記中 4 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式による入札書を直接持参又は郵送により提出しなければならない。加入電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書の提出場所は、別記中 2 の(1)のとおり。
- (5) 入札書の提出期間は、別記中 2 の(2)のとおり。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。
 - ア 点検業務名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (8) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (9) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印

をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。

- (11) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類をあわせて提出しなければならない。
- (13) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (14) 入札金額は、当該点検業務委託に要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（入札者が見積もる契約金額。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (15) 入札参加者又はその代理人は、点検の部分払の有無、支払回数等の契約条件を別添契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (16) 入札公告等により競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (17) 前号の規定は、2(2)においても同様の取扱いとする。
- (18) 開札の日時及び開札の場所は別記中2の(3)のとおり。
- (19) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に係りのない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (20) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に係りのある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(19)の立会職員以外の者は入室することができない。
- (21) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場できない。
- (22) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (23) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者
- (24) 入札参加者又はその代理人は、本件点検業務委託に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (25) 予定価格の制限内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。

4 入札保証金

入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、「入札（契約）保証金免除申請書」と別記中5(1)イに掲げる書類の提出があり、免除の決定を受けた者については、入札保証金の納付を免除する。

5 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 点検業務名及び入札金額のない入札書

- (3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く）
- (5) 点検業務の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (7) 入札金額を訂正した入札書
- (8) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (9) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (10) その他、入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

7 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、契約の際に契約金額の10分の1（円未満切上）の契約保証金（現金）を所定の手続きに従い納付しなければならない。
- (2) 落札者が入札保証金の還付を求めない場合、入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。
- (3) 契約保証金の免除については、会計規則第 154 条による。

8 契約書の作成 要

- (1) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
- (2) 落札した場合に電子契約を希望する場合は、下記 10 に掲げる入札要求事項提出期限までに電子メール（ookubo-takah@school.esnet.ed.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
- (3) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

9 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

10 入札者に求められる義務

入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

11 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先並びに申請書の提出先
愛媛県立野村高等学校事務室
〒797-1121 愛媛県西予市野村町阿下6-2
電話番号 0894-72-0102

12 その他必要な事項

- (1) 契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地は、別記中3のとおり。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件点検業務委託に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人が負担するものとする。
- (3) 本件点検業務委託に関しての照会先は、別記中4のとおり。

別記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 野村高等学校体育館全面打診等調査業務
- (2) 点検業務の内容等
別添契約書（案）の仕様書のとおり。
- (3) 委託期間
契約日から令和7年10月31日まで
- (4) 履行場所
愛媛県立野村高等学校
（所在地：愛媛県西予市野村町阿下6-2）
- (5) 入札方法
(2)についての総価で行う。

2 入札書の提出先等

- (1) 入札書の提出先
【持参の場合】
愛媛県立野村高等学校 事務室
【郵送の場合】
〒797-1211
愛媛県西予市野村町阿下6-2
愛媛県立野村高等学校 事務室
- (2) 入札書の受領期間
令和7年7月1日（火）午前8時15分～令和7年7月11日（金）午前11時00分迄
- (3) 開札の日時及び場所
日時 令和7年7月11日（金）午前11時00分
場所 愛媛県立野村高等学校 応接室
- (4) 電話 0894-72-0102

3 仕様書等に係る照会先

- (1) 担当者 大久保 孝洋
- (2) 担当部局 愛媛県立野村高等学校事務室
- (3) 所在地 愛媛県西予市野村町阿下6-2
- (4) 電話 0894-72-0102

4 事前に提出する書類等

- (1) 提出書類
ア 誓約書
イ 2(2)なお書きに該当する者は、建築士事務所として登録されている証、又は現在手続き中であることがわかる書類
ウ 入札（契約）保証金の免除を申請する場合、入札（契約）保証金免除申請書及び過去2年間に、国、地方公共団体等と同種類の契約を締結し、履行した実績を確認できる書類（2件以上）別添「入札（契約）保証金について」参照
- (2) 提出先 愛媛県立野村高等学校事務室
- (3) 提出期限 令和7年7月4日（金）午後4時45分迄